

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴うきっぷの取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、緊急事態宣言が21都道府県に拡大されました。
外出自粛のためご旅行を見合わせる場合、以下の条件に該当されるお客様は、緊急事態宣言の期間終了後のお申し出であっても有効期間内にお申し出があったとみなして、弊社の規定により計算した額を無手数料で払戻いたします。

●対象となるきっぷ

回数乗車券、企画乗車券

(免許返納制度等で自治体から交付を受けたマイレールチケット21を除く。)

※1日フリーきっぷ(モバイル版)の払い戻しをご希望のお客様につきましては、
お手数料をお掛けしますが、養老鉄道総務企画課(電話0584-78-3400/
平日9:30~17:00)までご連絡いただきますようお願いいたします。

●払い戻し対象となる条件(下記のすべての条件を満たす場合)

- (1) 緊急事態宣言等に伴う外出自粛を事由とする払い戻し。
- (2) 2021年8月26日以前に購入された乗車券である。
- (3) 緊急事態等措置期間(解除された日も含む)を有効期間に含む乗車券である。

●取扱期間

2021年8月27日から緊急事態宣言解除日の翌月末まで

●お問い合わせ

養老鉄道総務企画課(電話0584-78-3400/平日9:30~17:00)
または駅係員にお尋ねください。

養老鉄道株式会社

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う「オフピーク2枚きっぷ」の取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、岐阜県および三重県において緊急事態宣言発令期間が延長されたことを受け、「オフピーク2枚きっぷ」につきまして、次の通りお取扱いいたします。

●対象となるきっぷ

オフピーク2枚きっぷ

(発売期間：令和3年3月1日(月)から令和3年3月15日(月)まで)

※現在は発売を終了しております。

●取扱い内容

券面記載の有効期限「令和3年9月30日」を「令和3年11月4日」とします。

(ご利用可能時間「平日：9時から終列車まで 土休日：終日」については変更ありません。)

※払戻しについては、当初の通りいたしません。

●お問い合わせ

養老鉄道総務企画課(電話0584-78-3400/平日9:30~17:00)

または駅係員にお尋ねください。

養老鉄道株式会社